

令和6年度向日市水質検査計画



物集女西浄水場



向日市
MUKO CITY



古都のむこう
魅力のふるさと

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 自己水源の状況
- 4 水道水の検査箇所
- 5 定期的な水質検査
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査結果の公表
- 10 水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 11 付表

資料 水質検査結果表
水質基準項目の説明

水質検査計画とは

水質検査は、水道水の安全を確保するために不可欠なものであり水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画は、安全かつ清浄な水道水の供給を実施していくため、水質検査をどの地点で、どのような項目を、どのような回数実施するのかについて定めたもので、年度の始まる前に策定することが法令（水道法施行規則）により定められています。

1 基本方針

（１）水道法の遵守

水道法に規定された水質基準に適合した安心安全で良質な水道水を、市民の皆様に供給するため、定期的に水質検査を実施します。

（２）検査地点

水道法で検査が義務づけられている市内の給水栓（蛇口など）に加え、浄水場の処理工程水（入口・出口）、京都府営水及び水源（取水井戸）とします。

（３）検査頻度

水道法の規定や水源の種類及び各検査項目のこれまでの検査結果などを考慮して定めます。

（４）検査実施事項

水質検査の信頼性確保のため、国の定める検査施設や検査員及び措置に関する登録基準に適合している検査機関に水質検査を依頼し、委託する項目、検査方法、精度管理方法等について定めます。

（５）検査結果

水質検査計画に基づき実施した検査結果は、市のホームページなどを通じて公表します。

2 水道事業の概要

向日市の水道は、京阪神急行電鉄(株)（現阪急電鉄(株)）が昭和４年に建設した住宅専用水道を譲り受け、昭和２６年に町営水道として、西向日地域に給水を開始しました。

その後、平成１２年に京都府営水道からの受水を開始することで、地下水との二元水源を確保し、安定した良質な水の供給に努めています。

現在、地下水を水源として浄水処理をした水（自己水）と京都府営水道からの受水（府営水）を混合し、市内全域に供給しています。給水状況は表１のとおりです。

令和４年度給水状況（表１）

給水区域	向日市内全域	給水量	
給水人口	５６，６６２人	年間給水量	５，８６７，４２６ｍ ^３
普及率	１００％	１日最大給水量	１７，９６１ｍ ^３
給水戸数	２５，１９２戸	１日平均給水量	１６，０７５ｍ ^３

(1) 施設概要

各施設の概要は図1、図2、表2、表3のとおりです。



施設位置図と給水域図 (図1)

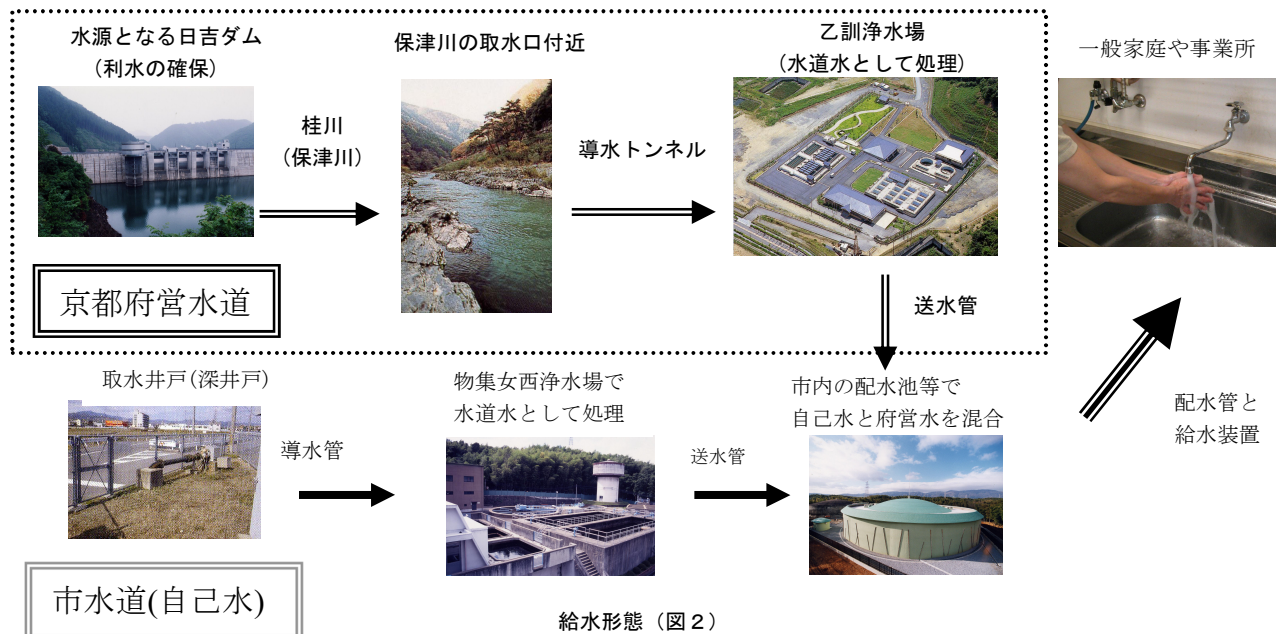
自己水（表2）

浄水場名	物集女西浄水場
水源	地下水 深井戸 9 本
施設能力	13,400 m ³ /日
浄水処理方法	① 前塩素処理 ② 凝集沈澱 ③ 急速ろ過



京都府営水道（表3）

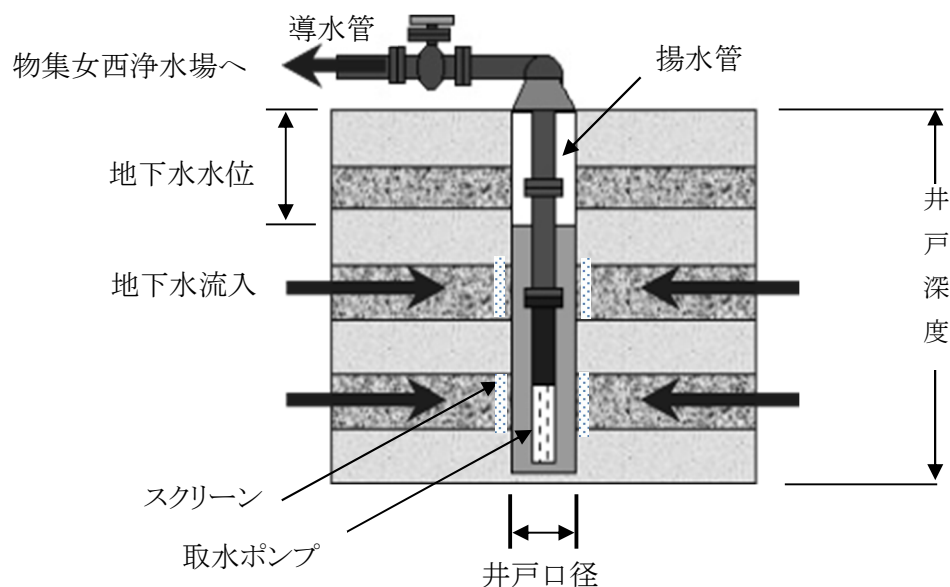
浄水場名	乙訓浄水場
水源	表流水（保津川）
協定基本水量	12,700 m ³ /日
浄水処理方法	① 前塩素処理 ② 凝集沈澱 ③ 急速ろ過



給水形態（図2）

3 自己水源の状況及び水道水の検査箇所

自己水源は、深井戸の地下水であることから、水質は地質の影響を受け、鉄・マンガンなど多く含みますが、浄水処理工程で除去が可能なものであり、安心・安全な水道水を供給しています。自己水源となる取水井戸の概要は、図3、表4のとおりです。



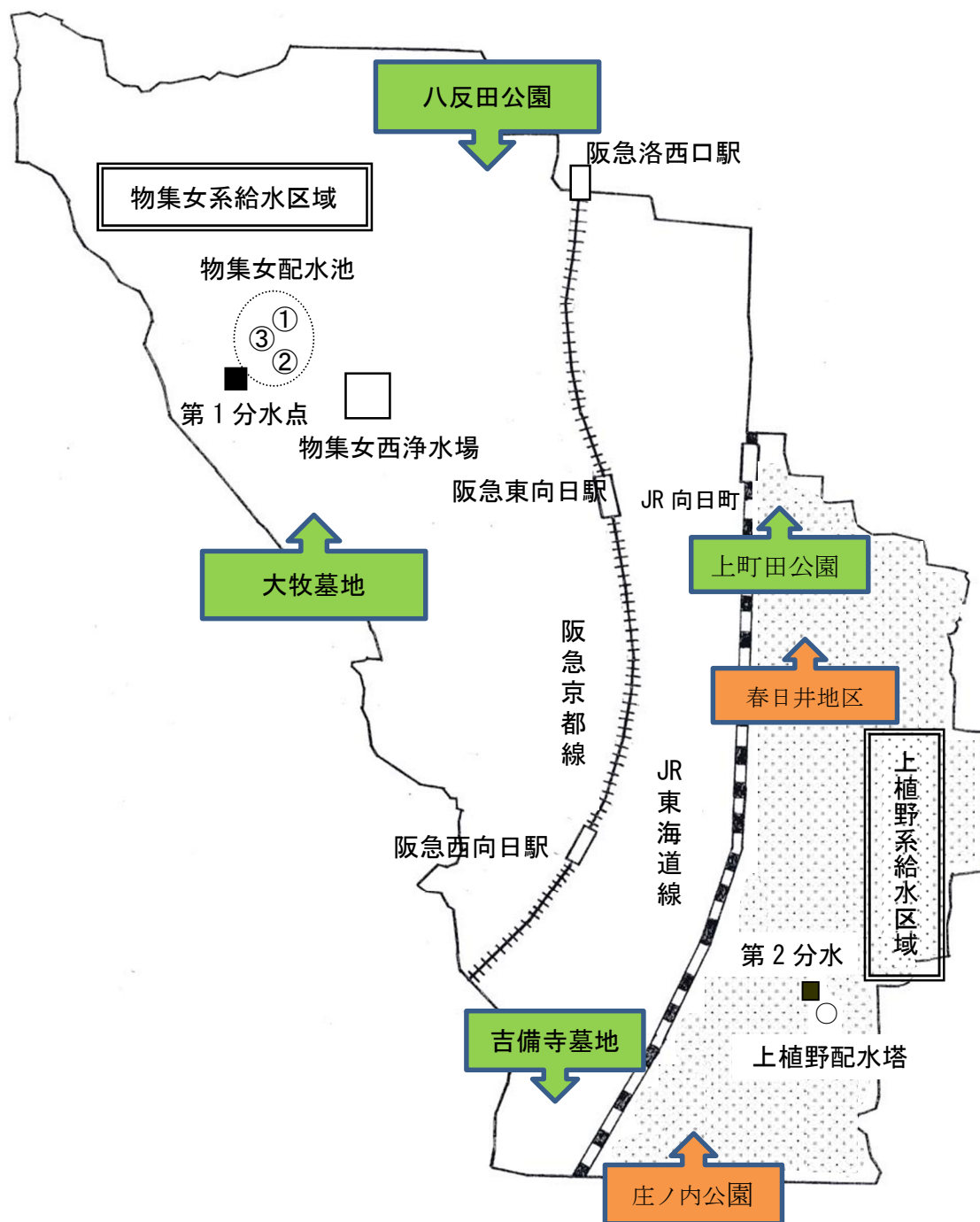
取水井戸構造（図3）

取水井戸概要（表4）

使用している井戸（9本）					
井戸名	所在地	面積（㎡）	鑿井年月	口径（mm）	深度（m）
第7号	西ノ岡中学校内		S63.6	350	150
第10号	物集女西浄水場内		S57.8	350	200
第11号	寺戸町里垣内30	13.00	S61.3	350	200
第12号	物集女町灯籠前2-28	33.93	S59.8	250	184
第14号	物集女町立田2-1	54.00	H3.3	350	200
第15号	物集女町吉田17-1	198.00	H6.4	350	200
第16号	物集女町五ノ坪18-4	119.00	H2.1	350	145
第20号	物集女町中海道59-1	187.71	H8.4	350	200
第22号	西ノ岡中学校内		H1.3	350	140

4 水道水の検査箇所

法令に基づき、給水栓（蛇口）の水を、地域の配水管の末端のところで毎日採水し、水道水の安全を確認しています。検査箇所は、図4のとおりです。



毎日検査位置図（図4）

5 定期的な水質検査

水質基準は、水道法第4条に基づき「水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）」により定められており、水道法第20条の規定により水質検査が義務付けられている項目のほか、水質管理上必要と判断した項目についても検査を行います。

（１）検査内容

①法令で義務づけられている検査

- ・ 毎日検査
給水栓（蛇口）で毎日行うことが義務づけられている項目
- ・ 毎月検査
給水栓（蛇口）で毎月行うことが義務づけられている項目
- ・ 水質基準項目検査
基準値以下で給水することが義務づけられている項目

②水質管理上の必要性から行う検査

- ・ 水質管理目標設定項目検査
将来に渡り水道水の安全性を確保するため、水道水質管理上留意すべき項目
- ・ 自主定期検査
浄水場での水処理過程の中で、維持管理上必要とする項目
- ・ 地下水検査
自己水源の取水井戸9箇所、原水の状況確認に必要とする項目

検査項目と実施状況

（毎日検査）毎日

水道法に定める毎日検査（残留塩素、色、濁り、水温）
・ 配水管末給水栓（6か所）

（毎月検査）年8回

水道法に定める毎月検査とそれ以外の項目
・ 物集女西浄水場の着水井（24項目）
・ 物集女西浄水場の浄水池、配水管末給水栓5か所（39項目）
・ 府営水第1分水点、第2分水点（39項目）

（水質基準項目検査）年4回

水道法に定める基準項目検査及び工程管理項目
・ 物集女西浄水場の着水井（48項目）
・ 物集女西浄水場の浄水池、配水管末給水栓3か所（60項目）
・ 府営水第1分水点、第2分水点（60項目）

（水質管理目標設定項目）

・ 水道法に定める水質管理目標設定項目検査（27項目）
物集女西浄水場の着水井及び配水管末給水栓（森本町上町田）

（自主定期検査）

・ 維持管理上必要となる工程検査（22項目）
物集女西浄水場の高速凝集沈澱池、急速ろ過池

（地下水検査）

取水井戸の水質検査（34項目）
・ 各取水井戸9か所（7,10,11,12,14,15,16, 20,22号取水井戸）

（２）検査の地点及び頻度

①法令での義務及び水質管理上における検査

（ア）毎日検査（給水栓）

給水区域（物集女・上植野）ごとに、供給される水が水質基準に適合しているかどうか判断できる場所として、市内３か所の採水地点を設けています。また、毎日検査としてその他３か所を確保し、計６か所を採水しています。

法令で義務づけている採水箇所（３か所）

- ・八反田公園（物集女系給水区域）
- ・上町田公園（　　　　　〃　　　　　）
- ・庄ノ内公園（上植野系給水区域）

水質管理上の採水箇所（３か所）

- ・大牧墓地（物集女系給水区域）
- ・吉備寺墓地（　　　　　〃　　　　　）
- ・春日井地区（上植野系給水区域）

毎日検査項目及び検査頻度（表５）

項目	評価	法定で定める頻度 （検査回数）	検査回数/年
色	異常がないこと	１回/１日	３６５
濁り	異常がないこと	１回/１日	３６５
消毒の残留効果 （残留塩素）	消毒の残留効果があること (0.1mg/L以上)	１回/１日	３６５

（イ）毎月検査及び水質基準項目検査

○原水（物集女西浄水場着水井）

水源の状態や汚染されていないかを監視する必要があることから、各取水井戸から送られた原水を検査します。

【検査頻度】　８回／年（毎月検査）、４回／年（水質基準項目検査）

○浄水場の出口（浄水池）

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の出口の水を検査します。

【検査頻度】　８回／年（毎月検査）、４回／年（水質基準項目検査）

○配水管末給水栓水

（八反田公園、上町田公園、庄ノ内公園は基準項目及び毎月検査）

（大牧地区、春日井地区は毎月検査のみ）

配水管末の給水栓で、水質基準が守られていることを確認するため検査します。

【検査頻度】　８回／年（毎月検査）、４回／年（水質基準項目検査）

○京都府営水道

第1分水(物集女配水池)及び第2分水(上植野浄水場)の受水を検査します。

【検査頻度】 8回／年(毎月検査)、4回／年(水質基準項目検査)

②水質管理上の必要性から行う検査

(ア) 水質管理目標設定項目検査

水質基準には該当しないものの、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期す観点から、水質基準に係る検査に準じて検出状況を把握するように、国から要請された項目を検査します。

【検査頻度】 1回／年

(イ) 自主定期検査(浄水場内)

【検査頻度】 適時

(ウ) 地下水検査

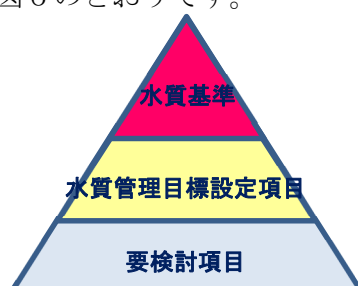
自己水源となる取水井戸9か所の原水を検査します。

【検査頻度4回／年】

※クリプトスポリジウム関連項目検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省平成19年3月)に基づき、必要に応じ適切な箇所を実施します。

水質基準などの概要は、図6のとおりです。



※最新の知見により常に見直し
(逐次改正方式)

水質基準 51 項目	・ 具体的基準を省令で規定 ・ 重金属、化学物質については浄水から評価値の10%値を超えて検出されるもの等を選定 ・ 健康関連31項目＋生活上支障関連20項目 ・ 水道事業者等に遵守義務・検査義務有り
水質管理目標設定項目 27 項目	・ 水質基準に係る検査等に準じた検査を要請 ・ 評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目 ・ 健康関連14項目＋生活上支障関連13項目
要検討項目 46 項目	・ 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等 ・ 全46項目について情報・知見収集

図6 (環境省HPより抜粋)

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような供給する水が水質基準に適合しないおそれのあるときに実施します。また、水質異常が発生したときは、速やかに必要な項目について検査を実施し、水の安全性が確認されるまで行います。

- (1) 定期検査で異常が見つかったとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水処理の過程に異常があったとき。
- (5) 水道施設が著しく汚染されるおそれのあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められたとき

7 水質検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年 告示第261号)」で、管理目標設定項目については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年 課長通達)」で定められた手順で実施します。

また、その他の項目の検査は、上水試験方法((公社)日本水道協会)等により行います。

8 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は、検査項目が多く高い精度を求められており、高度な分析技術と経験を持つ技術者及び測定機器の設置等が必要であり、本計画における検査はすべて、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に外部委託をして行います。

(毎日検査は、市で実施。)

9 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、市ホームページや水道事業年報で公表します。

10 水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 検査結果の評価

検査ごとに結果を評価し、水質基準を超えるおそれがあるときは直ちに原因究明を行います。

(2) 検査計画

公表した水質検査結果及び市民の皆様からのご意見・ご要望を参考に、次年度の検査計画を見直し・策定を行うことで、より安心・安全な水道水を目指します。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証

水質検査を委託する機関が、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、標準測定手順を整備するとともに、適正な内部精度管理を行っていることを確認します。

(4) 関係者との連携

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生、もしくは発生のおそれがある場合は必要に応じ、国・府の関係機関及び近隣市町、水質検査受託者等と連携し適切な対応を行います。

(5) 法令等の改正への対応

水道法、国の通達、通知等で検査項目、基準値、検査方法が改正された場合は速やかに対応します。

〒617-0001

京都府向日市物集女町長野1番地

向日市都市整備部浄水場

電話 075-922-6646

ファクス 075-922-6792

E-mail josui@city.muko.lg.jp

付表 水質検査項目と検査頻度及び設定理由

(1) 水質基準項目

No	項目名	単位	省略 の 可否	基準値	基本検査 頻度	実施検査頻度					設定理由
						井戸 9 か所	原水 1 か所	浄水池 1 か所	給水栓 3 か所	京都府営水道 2 か所	
1	一般細菌	個/mL	不可	100以下	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌		不可	検出されないこと	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L		0.003以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
4	水銀及びその化合物	mg/L		0.0005以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
5	セレン及びその化合物	mg/L		0.01以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
6	鉛及びその化合物	mg/L		0.01以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	資機材による汚染の恐れがあるため
7	ヒ素及びその化合物	mg/L		0.01以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	地質による汚染の恐れがあるため
8	六価クロム及びその化合物	mg/L		0.02以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
9	亜硝酸態窒素	mg/L	不可	0.04以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	不可	0.01以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	不可	10以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L		0.8以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	地質による汚染の恐れがあるため
13	ホウ素及びその化合物	mg/L		1.0以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水質の安全性を確認するため
14	四塩化炭素	mg/L		0.002以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
15	1,4-ジオキサン	mg/L		0.05以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
17	ジクロロメタン	mg/L		0.02以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
18	テトラクロロエチレン	mg/L		0.01以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
19	トリクロロエチレン	mg/L		0.01以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
20	ベンゼン	mg/L		0.01以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
21	塩素酸	mg/L	不可	0.6以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
22	クロ酢酸	mg/L	不可	0.02以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
23	クロホルム	mg/L	不可	0.06以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	不可	0.03以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
25	ジブクロメタン	mg/L	不可	0.1以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
26	臭素酸	mg/L		0.01以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	水質の安全性を確認するため
27	総トリハロメタン	mg/L	不可	0.1以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	不可	0.03以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
29	ブクロジメタン	mg/L	不可	0.03以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
30	ブクロホルム	mg/L	不可	0.09以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	不可	0.08以下	1回/3月			1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L		1.0以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.2以下	1回/3月		1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
34	鉄及びその化合物	mg/L		0.3以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	地質による汚染の恐れがあるため
35	銅及びその化合物	mg/L		1.0以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L		200以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水質の安全性を確認するため
37	マンガン及びその化合物	mg/L		0.05以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	地質による汚染の恐れがあるため
38	塩化物イオン	mg/L	不可	200以下	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	mg/L		300以下	1回/3月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水質の安全性を確認するため
40	蒸発残留物	mg/L		500以下	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
41	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.2以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
42	ジエタニル	mg/L		0.00001以下	原因薬類 発生時期 1回/月		原因薬類 発生時期 1回/月	原因薬類 発生時期 1回/月	原因薬類 発生時期 1回/月	原因薬類 発生時期 1回/月	水質の安全性を確認するため
43	2-メチルイソブチルアルコール	mg/L		0.00001以下	1回/月		1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水質の安全性を確認するため
44	非イオン界面活性剤	mg/L		0.02以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
45	フェノール類	mg/L		0.005以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質の安全性を確認するため
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	不可	3以下	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
47	PH値		不可	5.8～8.6	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
48	味		不可	異常でないこと	1回/月		1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
49	臭気		不可	異常でないこと	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
50	色度	度	不可	5以下	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
51	濁度	度	不可	2以下	1回/月	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目

毎日検査

給水栓 8 か所

毎1	色		不可	5以下	1回/日				1回/日		省略不可項目
毎2	濁り		不可	2以下	1回/日				1回/日		省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	mg/l	不可	0.1以上	1回/日				1回/日		省略不可項目

※毎日検査の色及び濁りについては、水質基準に基づいて確認します。

維持管理上必要と認める検査項目

（水温、アンモニア態窒素、アルカリ度、酸度、遊離炭酸、電気伝導度、溶性ケイ酸、リン酸イオン、硫酸イオン、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジア）

(2) 水質管理目標設定項目及び検査頻度

令和3年4月1日施行

番号	項目	単位	目標値	検査頻度(回/年)	
				原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下	1	1
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	1	1
4	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	1	1
5	トルエン	mg/L	0.4以下	1	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	1	1
7	亜塩素酸	mg/L	0.6以下	1	1
8	二酸化塩素	mg/L	0.6以下	1	1
9	ジクロロアセトリル	mg/L	0.01以下	1	1
10	抱水クロール	mg/L	0.02以下	1	1
11	農薬類(114項目) (別表に記載)		検出値と目標値の比の和として、1以下	1	1
12	残留塩素	mg/L	1以下		1
13	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	1	1
14	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	1	1
15	遊離炭酸	mg/L	20以下	1	1
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	1	1
17	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	mg/L	0.02以下	1	1
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	1	1
19	臭気強度(TON)		3以下	1	1
20	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	1	1
21	濁度	度	1以下	1	1
22	PH値		7.5程度	1	1
23	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上として極力0に近づける	1	1
24	従属性栄養細菌	1mL中	1mLに集落数が2,000以下	1	1
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	1	1
26	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	1	1
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	0.00005以下	1	1

採水場所 原水は物集女西浄水場着水井

浄水は管末給水栓 (森本町上町田)

検査方法 厚生労働省が定める方法

農薬類

(令和4年4月1日施行)

	項目	目標値 (mg/L)		項目	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D) 注1)	0.05	59	チオジカルブ	0.08
2	2, 2-DPA (ダラボン)	0.08	60	チオファネートメチル	0.3
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02	61	チオベンカルブ	0.02
4	EPN 注2)	0.004	62	テフリルトリオン	0.002
5	MCPA	0.005	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
6	アシュラム	0.9	64	トリクロピル	0.006
7	アセフェート	0.006	65	トリクロロホン (DEP)	0.005
8	アトラジン	0.01	66	トリシクラゾール	0.1
9	アニロホス	0.003	67	トリフルラリン	0.06
10	アミトラズ	0.006	68	ナブロバミド	0.03
11	アラクロール	0.03	69	パラコート	0.005
12	イソキサチオン 注2)	0.005	70	ピベロホス	0.0009
13	イソフェンホス 注2)	0.001	71	ピラクロニル	0.01
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	72	ピラソキシフェン	0.004
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
16	イブフェンカルバゾン	0.002	74	ピリダフェンチオン	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	0.09	75	ピリブチカルブ	0.02
18	イミノクタジン	0.006	76	ピロキロン	0.05
19	インダノファン	0.009	77	フィブロニル	0.0005
20	エスプロカルブ	0.03	78	フェニトロチオン (MEP) 注2)	0.01
21	エトフェンブロックス	0.08	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	0.01	80	フェリムゾン	0.05
23	オキサジクロメホン	0.02	81	フェンチオン (MPP) 注10)	0.006
24	オキシニル (有機銅)	0.03	82	フェントエート (PAP)	0.007
25	オキサストロビン 注4)	0.1	83	フェントラザミド	0.01
26	カズサホス	0.0006	84	フサライド	0.1
27	カフェンストロール	0.008	85	ブタクロール	0.03
28	カルタップ 注5)	0.08	86	ブタミホス 注2)	0.02
29	カルバリル (NAC)	0.02	87	ブプロフェジン	0.02
30	カルボフラン	0.005	88	フルアジナム	0.03
31	キノクラミン (ACN)	0.005	89	ブレチラクロール	0.05
32	キャプタン	0.3	90	ブロシミドン	0.09
33	クミルロン	0.03	91	プロチオホス 注2)	0.007
34	グリホサート 注6)	2	92	プロピコナゾール	0.05
35	グルホシネート	0.02	93	プロピザミド	0.05
36	クロメブロッブ	0.02	94	プロベナゾール	0.03
37	クロロニトロフェン (GNP) 注7)	0.0001	95	プロモブチド	0.1
38	クロロピリホス 注2)	0.003	96	ペノミル 注11)	0.02
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	97	ベンシクロン	0.1
40	シアナジン	0.001	98	ベンゾピシクロン	0.09
41	シアノホス (CYAP)	0.003	99	ベンゾフェナップ	0.005
42	ジウロン (DCMU)	0.02	100	ベンタゾン	0.2
43	ジクロベニル (DBN)	0.03	101	ベンディメタリン	0.3
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008	102	ベンフラカルブ	0.04
45	ジクワット	0.01	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	104	ベンフレセート	0.07
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	0.005	105	ホスチアゼート	0.005
48	ジチオビル	0.009	106	マラチオン (マラソン) 注2)	0.7
49	シハロホップブチル	0.006	107	メコブロッブ (MCPB)	0.05
50	シマジン (CAT)	0.003	108	メソミル	0.03
51	ジメタメトリン	0.02	109	メタラキシル	0.2
52	ジメトエート	0.05	110	メチダチオン (DMTP) 注2)	0.004
53	シメトリン	0.03	111	メトミノストロビン	0.04
54	ダイアジノン 注2)	0.003	112	メトリブジン	0.03
55	ダイムロン	0.8	113	メフェナセツ	0.02
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注9)	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	114	メブロニル	0.1
57	チアジニル	0.1	115	モリネート	0.005
58	デウラム	0.02			

注1) 1, 3-ジクロロプロベン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロベン及びトランス-1, 3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロロピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソンそれぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オキサストロビンの濃度は、代謝物である (6Z)-オキサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネラシトキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロロニトロフェン (GNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジナブ、ジラム、テウラム、プロピナブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二酸化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソ、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ペノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBG) として測定し、ペノミルに換算して算出すること。